

令和8年度 青森県被災宅地危険度判定士養成講習会

～ 開催のご案内 ～

被災宅地危険度判定制度は、大規模な地震又は降雨等により、宅地の擁壁、地盤及びのり面等が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士が被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定をすることによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図ることを目的としているものです。

しかし、青森県では将来発生が予見されている巨大地震に対応できる程の被災宅地危険度判定士数を確保できていないため、多くの対象者の方に本講習会を受講していただきますようお願い申し上げます。

青森県 HP 被災宅地危険度判定士 (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/hisaitakuti.html>)

●主 催 青森県

●日 時 令和8年11月27日(金) 13時15分～16時15分(受付開始 12時45分)

●会 場 アピオあおもり イベントホール(青森市中央3丁目)

※駐車台数に限りがありますので、乗り合い又は公共交通機関でお越しください

●対 象 者 主な対象者は次のとおりですが、詳細は次ページをご確認ください

- ☐ 県や市町村等の職員(退職者含む)で、土木・建築等の技術に関し3年以上の実務経験を有する者
- ☐ 一級建築士または土木・建築等に関する一級施工管理の資格を有する者
- ☐ 二級建築士として4年以上の実務経験を有する者
- ☐ 土木・建築等に関する二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者

●定 員 80名程度

●受 講 料 無料

●講習内容

時間	内 容	講師等
13:15～13:20 13:20～ ～16:15	・開会挨拶 ・被災宅地危険度判定制度の概要と実施体制 ・被災宅地危険度判定の技術 ・被災宅地危険度判定士の登録等	青森県県土整備部 都市計画課長 (公社) 全国宅地擁壁技術協会

●申込方法 青森県電子申請・届出システムによる申込み

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22722

(受講申込及び判定士登録申請の兼用様式のため、申請者個人の住所等の入力が必要です)

こちらの QR コードを読み取ると申込ページに移動します⇒



●申込締切 令和8年11月6日(金) ※定員になり次第、締め切らせていただきます

●受講決定 申込完了時点で受講決定とします

●そ の 他 本講習会修了後、被災宅地危険度判定士の「登録証」を交付します

●お問合せ先 青森県 県土整備部 都市計画課 盛土対策グループ 担当 成田、奥谷

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号(青森県庁北棟3階)

TEL 017-722-1111(内線6791)

【対象者（詳細）】青森県被災宅地危険度判定士登録要領（第3条抜粋）

種別 番号	対 象 種 別	証明書類 (下表参照)
1-1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-2	学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-3	前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-4	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-5	学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	②と③
1-6	技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者	④のみ
1-7	建築士法による 一級建築士 の資格を有する者	⑤のみ
1-8	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了した者	③と⑦
1-9	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-10	学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-11	前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-12	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	①と③
1-13	技術士法による本試験のうち国土交通大臣が定める部門(水道部門及び衛生工學部門)に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	③と④
1-14	宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者	③と⑦
1-15	学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	②と③
2	国、 地方公共団体等の職員 及びこれらの職員であった者で、 土木、建築 又は宅地開発の技術に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	不要
3	国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者	不要
4-1	建築士法による 二級建築士 として 4年以上の実務の経験 を有する者	③と⑥
4-2	建設業法による 土木・建築 ・造園に関する 一級施工管理 の資格を有する者	⑧のみ
4-3	建設業法による 土木・建築 ・造園に関する 二級施工管理 の資格を有し、 5年以上の実務の経験 を有する者	③と⑨
4-4	知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	⑩のみ

※申込みの多い種別を**青字で強調**しています

※申込みの際に【対象種別】を選択する項目がありますので、上表左欄の該当する番号を選択してください

※対象種別2及び3以外の方は、該当する証明書類(下表参照)を添付して申込みください

【証明書類】

①	卒業証明書 ※学科によっては履修科目証明書も必要です
②	在学の期間を証明する書類 ※学科によっては履修科目証明書も必要です
③	被災宅地危険度判定士実務経験証明書(第2号様式) ※様式は 青森県HP(被災宅地危険度判定士) に掲載しています
④	技術士登録証の写し 又は 技術士第二次試験合格証明書
⑤	一級建築士免許証の写し
⑥	二級建築士免許証の写し
⑦	認定講習会修了証の写し
⑧	一級技術検定合格証明書の写し
⑨	二級技術検定合格証明書の写し
⑩	知事が必要と認める書類